#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	船舶の性質決定に關するフランス主義の研究
Sub Title	A study on the French principle concerning the enemy character of private vessels
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1951
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.7 (1951. 7) ,p.1- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19510715-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 船舶の性質決定に關するフラン ス主義の研究

前 原 光 雄

内 容 日 次

序

= ロンドン宣言までのフランスの立法と實行

Ę 第一次大戦におけるフランスの立法と實行 п ンドン宣言とフランス主義(以上本號)

乏

結

序 說

行はれる害敵手段は、 きであり、 ることが許される。それ故に、 た國際法によつて許された方法で行使されねばならぬ。そしてまた害敵手段であるから、その手段は敵に向つて行使さるべ 戦争は害敵手段の行使によつて敵の戦争能力を破壞し、それによつて敵を屈服せしめることを目的とする。戰爭において 敵以外のものに對して行うべきではない。即ち、害敵手段は人にしる物にしろ敵性あるものに對してのみ行使す しかし無制限なものではない。害敵手段は國際法によつて許された種類のものでなければならず、ま 戦争法においては、先ず敵とは何かが決定せられねばならぬ。從つて、人につき、物につき

を決定することは、 争が敵を相手方として行われるものである以上、 をもつ 舶及び航空機は區別して取扱はれねばならない。 の物とは區別して取扱はれるのが普通であり、 構造の大規模なものは固有の名稱を與えられる傾向にある。 これ等は物によつて建造せられているのではあるが、 また船舶や 定常の物 かという問 固有の目的をもつて行動し、 航空機につき とは區別 題は、 戦争そのものの遂行上必然に要求せられることであり、 かせられ、 とりもなおさず、 船舶や航空機は嚴密な意味にお 別個な獨立した法規に從う。 また固有の國籍をもつ。 それ等はいかなる條件の下において敵として取扱い得るかということである。 とれはまた充分理由のあるととである。 いかなる人が、 この點については殆んど異論がない一 これに人的要素を附加することによつて、 それ故に、 殊に船舶は固有の名稱すら與えられ、 それ故に、 いては物であるといえるが、 いかなる物が、 船舶及び航空機は、 少くとも國際法上の議論としては、 これ等の概念の決定を前提としてのみ戦争が またいかなる船舶や航空機が敵性をもつか 敵性の問題についても、 ―それ等がいかなる條件の下に敵性 とれ等は單なる物では 單に所有權の客體となるところ 航空機に 單位の獨立した活動 單なる物體 おいても、 船舶と航空 その 即ち

の主義や立場を固執して容易にその主張を曲げず、 M いこと及び國家間の實力的抗爭を許す戰爭なる紛爭解決手段は、 このように重要性をもつところの敵という概念は、 現在でもこの概念は實に不明確である。 從つて、 國際法上確立せられているであろうか。 その主なる理由は、 統一 的な國際法の成立が至難であることに歸することができる 結局國際的アナーキーによるものであるから、 近世國際法が未だ三百年の發達を重ねたに過ぎな 學説に おいても、 各國 各國は自國 Ø

法に遂行できるといつても過言ではない。

れ等の人民に属する物が敵性をもつ物とせられた。このことは一七世紀の著述及び國内法を一瞥しても知られ 戦争が君主と君主との間に<br />
戰はれていた時代には、 **交戦する君主にそれぞれ忠誠の義務をもつ相手方の** 人民 ることで あ そ

であろう。

から、 その者は自國が戰爭する相手方の國民の敵である。そして以上のような意味で、 表現している。 過ないように考えられ は君主へ るとする(注二)。 の存在する場所は、 敵となるのであつて、この點については慣習法の理論に合致するとしている。更に彼は、敵の住所は一定していないが、そ 方に뤒する個々の人を敵とする場合、卽ち私敵(inimicus)とを區別して考えているが、 するのであつて、 擧げているに過ぎない。 る。例えば、 スの國內法を見ても明かである。 ないが、 おいて宣言するのであるから、二個の交戰國民は敵となる。卽ち、一方の交戰國民の全部が他方の交戰國民の全部に對して している。 の決定については國籍主義を提唱したことになり、 ヴ 他の一つは、 7 の忠誠の義務の如きものは政治的紐帶といえよう。 或國の人民として、その國或いは君主に政治的に結ばれていること、 彼は敵を二種に分つて、戰爭の相手方を敵(hostis)として把握する場合、 テルのいう政治的紐帶とは、 グロチウスは敵に闘しては、 想うに、 ヴ 非常に不明確な記述である(註一)。 降つて、ヴァテル (Vattel) に至つては、その所說は相當の進展を示 この場合何等意義をもたない。政治的紐帶がその性質を設定する。人が自國の市民として居住する限り ァテルの説で注目すべき點が二つある。その一つは、 敵性の決定に關して政治的紐帶を主張する點である。 政治的紐帶とは、 , 10° この當時においては、 即ち「ローマ人民が公然と戦争を宣言し、 ヴ ァテルは國籍(nationalite')という言葉を用いず、 ヴ ゙ァテ 國籍をもつことによつて生ずる國家或いは君主とその人民とのつながりと解して大 ルの所謂政治的紐帶には國籍が含まれるとするならば、 ローマの法律家ポンポニウス(Pomponius)やウルピアン(Ulpian)等の見解を 國籍の觀念は未だ明確であつたとはいえない。 これはこの點に闘するフランス主義と一 政治的紐帶は人が或國に剧することによつて發生するのである 或いはローマ人民に對し戰爭を宣言した相手方」を敵と 戦争を國民對國民の戰いであるとする點であり いいかえれば、 敵人に属する物が敵産 政治的紐帶 (lien politique) という言葉で 即ち公敵 (ennemie public) と相手 彼は、 このことは後に述べるフラン 人民がもつところの國家或 その意味は必ずしも明瞬では ヴ 戦争は主權者が國民の名に ァテル (res hostiles) であ は人の 敵 性 が非

致するものである。

しか

性か

無的性質決定に關するフランス主義の研究

四

ことは周知のことであるが、これ等の二大主義が互いに對立するに至つたのは比較的後期に屬するのであつて、一八世紀後 人の敵性についても、英國はまた獨自の立場を採り、所謂住所主義を主張し實行して國籍主義に對立することになつている

半から一九世紀前半においてである。しかも、それ等の立場は現在でも固執せられている。

解決し得るものでないことを示している。例えば、第一次大戰における我國の對敵取引禁止令(大六年四月二三日、勅令第四一 等の法令は、例えば、 敵なる概念の不明確なことは、第一次及び第二次大戰に参加した主要國の國內法令にも明瞬に現れている。 人の敵性の問題に關しても、それは極めて複雜な性質のもので、一般的に「人の敵性」として問題を しかも、これ

主務大臣ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除ク外左ノ各號ニ揭グル者ヲ當事者トスル取引 又ハ其者ノ爲ニスル取引ハ之ヲ爲ス

は次のように規定する。

三、敵地内ニ住所若クハ居所ヲ有スル者又ハ敵地内ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ主タル目的トスル者 二、敵國人又ハ敵國法人

第三條 前條第二號若クハ第三號ニ搨グル者ノ經營スル事業又ハ全部若クハ一部ガ敵國人ニヨリ管理セラレ 其他敵ノ勢力下ニ置カルト 事業ノ全部又ハ一部ガ敵國人ニヨリ管理セラレ其他事業ガ敵ノ勢力ノ下ニ置カレタルモノトシテ 農商務大臣ノ告示シタルモノ

事業ハ主務大臣ノ定ムル所ニヨリ當該官廳ヲシテ特別ノ監督ヲ爲サシムルコトヲ得

所主義をも併用し、 我國のこの對敵取引禁止令は一九一六年六月にパリーで開かれた同盟及び聯合國の經濟會議の決議によつたのであつ 第四號及び第三條においては管理主義をも採用して對敵取引における敵の範圍を非常に擴大している。

この決議の對敵取引の禁止に關する部分は、敵なる觀念に住所主義、國籍主義及び管理主義を併せ採用している (註四)。

この勅令は、人については國籍主義を採り、敵國人とは敵の國籍をもつ者であるが、しかし、第二條第三號においては住

て、

ては、 範圍は同一とはいえない。このことは同一國のこれ等の法令の間においてすらもいえるのである。況して、 問題は考察せられ 難であろう。 然人と法人とは異り、 質決定の基準として併用するところの所謂英國主義とよばれるものもある。このように敵性決定の問題は人についても、 あることは周知のことである。船舶についても、船舶が合法に揭揚する國旗を基準として船舶の性質を決定する主義 の基準とするところのフランス主義(大陸主義)と、 舶及び航空機等に一律に適合する敵性決定の基準は現存しないのみならず、 ずしも同一ではない。 は通常フランス主義とよばれている) の順據法を基準とする順據法主義の國もあり、また法人の營業が何人によつて管理せられるかを基準とする管理主義の國 敵性に 敵性に闘する問題は人・物・船舶等について必ずしも同一の基準によるものではない。 人や物とは獨立した別個の性質決定の基準がある。 法は一九四〇年の國防法 ついても、 か。 現在では從つて、 について 敵産管理法における敵とは何か。 ねばならぬ。 これと同様に、 例えば、 自然人や法人についても對敵取引禁止法において敵とせられるものと、 相違があるのは當然である。 物の敵性についても、 敵産管理法において規定するところの人の敵性の範圍と、 敵の觀念は、對敵取引禁止の場合の敵とは何か。戰時中の臨時特許・意匠・商標法に との點は國內法上明瞭に示されている場合が多い。 (The Defence Regulation) によつて修正せられたが、その第二節()において「本法にお その法人の住所をもつて法人の性質決定の基準とする住所主義の國もあれば、 もあれば、 人の敵性の複雜化に準じて複雜化せられていることは當然である。 敵性ある法人とはいかなる法人か。 掲揚の權利ある<br />
國旗と並んで船舶の<br />
全部または<br />
一部の所有者の<br />
住所を<br />
も性 とのような事情の下において、 住所を基準とするところの英國主義とが産れることになる。 敵性の問題はこのように複雑な問題である。 將來においても共通な基準に到達することは 例えば、 自然人の敵性について、 とのように個々 對敵取引禁止令における人の敵性の のみならず、人(自然人と法人) 英國の一九三九年九月三日 敵産管理法に の場合に細 從つて、 異なる國 國籍を性質決定 おける敵とは必 别 して 船舶につい 法人設立 物・船 おける Ø E n 間 0 自 Ø K

る。これと同様に、 て敵とは左に掲げるものを含む」というように、 「本法の効力に關しては敵國人民とは次の如きものを指す」として、この交職法規における敵の意味を限定している(註六)。 る」として、この法令における敵の意味を規定している(註五)。また、一九三八年七月八日のイタリーの交戦法規第三條は 實施に關する件」(一九三九年九月四日官報)の第一條第二項には「本令の適用のために敵と看做されるものは次の如くであ フランスの「敵國人及び敵國或いは敵關係領土上にある者との連絡の禁止並びに制限に關する大統領令 對敵取引法における敵とは次のようなものであると限定的な規定をして

以上述べたところで明かなように、

國際法上「敵」なる概念は非常に複雑であり、

かつ不明確である。

船舶の敵性

こについ

カュ に使用することによつて船舶が敵性を取得する場合、 合理性を檢討することにする。なお、本稿で取扱う船舶の性質決定の基準は、基準の全般に亙るものでなく、 かなる取扱いをして來たかを第一次大戰までの實行によつて明かにし、 ら最近までの船舶の性質決定の基準となるフランスの立法を歴史的に研究し、かつフランスがそれ等の法によつて實際上い らである(注せ)。 分であり、殊に我が國では、船舶の敵性に關しては殆んど注目すべき研究はなく、未開拓のまま殘されている狀態であるか ても全く同様である。私が船舶の性質決定に關するフランス主義を研究する目的は、 戰時禁制品の輸送、 との爲には、 封鎖侵破等の行為のために敵性を與えられる場合とか、 フランスの立法として最も古く、しかも現在もなお効力をもつところの一六八一年の立法か 即ち、 元來非敵性の船舶が敵の軍事的援助のために使用される場合と かつ第一次大戦後におけるフランスの新立法とその 國旗移轉の場合等も含まない。 國際法學上との分野の研究は甚だ不充 船舶を或目的

De Jure Belli ac Pacis, 1625 (カーネギー版) 第三卷、 六三〇頁

戰爭を國民對國民の關係と觀ていることは注目さるべきである。 ルソーの社會契約論が出版せられたのが一七六二年であつて、ヴァテルの前揭の著述はそれより四年前の出版である。 Vattel, Le Droit des Gens ou Principe de la loi naturelle, 1758 (カー ネギー 飯り 第三卷、 五八一

「陸戰の場合における中立國及び中立人の權利義務に關する條約(一九〇七年)の第一六條は「戰爭に與らざる國の國民は中立人

決定に關して國籍主義を認めることは、英國の傳統的な主義(住所主義)に反するから、 したに拘らず、英國はこの點に關し反對の留保をした。 の特別な國内法、例えば、 とす」としている。卽ち自然人の性質決定に關しては國籍主義を採つている ことは一般に知られているが、この場合の自然人は交戰國 對敵取引禁止令、敵産管理法、その他によつて敵性を附與することを禁止するものではない。 英國以外の總ての國がこの點は無留保で批准 自然人の性質

一九一六年六月のパリー經濟會議の決議による對敵取引禁止規定は、次のように規定する。

(2)住所に關係なく敵國の人民(國籍主義) (1) 図籍に關係なく敵國內に居住する者 (住所主義)

③個人商館及び會社にして、その營業が全部又は一部敵國民によつて指揮せられ、 **掲げられたもの(管理主義とブラック・リスト制)** 或いは敵の勢力下にあり、 かつその名称が特別な表

(註五) 各國海戰網係法令、 第一輯下、七八頁

外務省條約局第二課「第二次歐洲戰爭における中立國の中立措置及び非常措置」四頁(イタリー語原文)、九七頁(日本課)

協會雜誌、第二八卷、六號)等があるが、これ等はその内容が本稿の参考とするに足りないものばかりである) 號) 立作太郎「現職爭=於ケル船舶ノ敵性」(法學新報、第二五卷、第五號) オッペンハイム (波邊鐵藏譯)「倫敦宣言後ノ敵性」(法學 船舶の性質決定に闘する我が國の研究としては、山内四郎「人物及船舶ノ敵性ニ關スル英佛主義」(國際法外交雜誌、第四卷、八

#### D ンドン宣言までのフランスの立法と實行

る。フランス捕獲法を正確に理解するためには、少くとも一七世紀まで溯つて檢討する必要がある。それは現行フランス捕 び實行と一致しているであろうか。との點は以下においてラランス捕獲法の歴史的發展を囘顧することによつて明か フランス主義について論じている。しかし、フランス主義として述べられているところのものが、果してフランスの立法及 船舶の敵性について論じている書物は、いづれも英國主義とフランスによつて代表せられる大陸諸國の採用している所謂 とな

獲法の一部はこの時代の法令より成つていることからして當然のことといはねばならない。

船舶の性質決定に關するフランス主義の研究

七

# 船舶の性質決定に關すをフランス主義の研究

第一にこの海上法は紀元一四○○年のシャルル六世時代からこの法典の編纂せられたルイー四世時代までの海事に關する法 世がこの立法を爲すにあたつて、彼はこの立法を彼の權力外にある獨立した他の國家に課せんとしたものでなく、彼の人民、 del Mare) を参照しつつ編纂した大法典であり、從つて、この法典はこれ等の諸法規を統一して一法典中に收めたものであ (註一)。この點はまたサー・ウイリアム・グラント (Sir William Grant) も指摘している(註二)。 ある諸國家間の準則として定める意思をもつていたものでないことは、ホイートン(Wheaton)の指摘するところである 海事裁判所の裁判官及び捕獲を任務として武装せしめた船舶に實行せしめんとしたに過ぎなかつたので、當時の海上に勢力 ること。第二に、この法典は現在まで廢棄せられず、從つて、なおその効力を持續していることである。しかし、ルイ一四 ると同時に最も完全な方法で慣習及び判例によつて漸次に形成せられた捕獲に闘する原則と規則とが確認せられたものであ フランスの捕獲法史上最も重要な法令の一つは、一六八一年の海上法(Ordonnance de la marine)である。その理由は との法典は全四卷から成る浩瀚なものである。捕獲に關する規定は第三卷第九章にある。その中で、船舶の敵性に關する 一四世紀に編纂せられた海事に闘する成文法と慣習法との大集錄であるところのコンソラト・デル・マーレ(Coasolato

規定は第四、五、 敵に属する船舶、 六、七の四カ條である。それは次のように規定している。 或いは海賊、 詐欺漢、 君主まは主權國の委任なくして 海上を流浪する者によつて指揮せられる總ての船舶は

第五條 は捕獲物となる。もしその船舶が戰時武裝を施してゐるときは、船長及び高級船員は海賊として處罰される。 委任を受けた國家の國旗と異る國旗を掲揚する總ての船舶、 或いは二個の異る君主若しくは國家から委任せられる總ての船舶

捕獲物となる

敵に属する貨物を積載する總ての船舶及びフランス臣民或いは同盟國人の貨物で敵船内にあるものは均しく捕獲物となる 船内に傭船契約書、船荷證券、送狀をもたない船舶は、また積荷と共に捕獲物となる……。

(批三)。

これ等の諸規定の中では、次の諸點が特に注目さるべきである。

(1)敵に蜃する船舶は敵船である。

場合は、 有する」と解すべきである(第四條、 て、一九一七年一月一八日のフランス捕獲審檢所の判決で、一六八一年の海上法第四條の規定を引用しているが、 されていない。 るとは敵の所有する船舶と解している(Fauchille, Jurisprudence française en matière de prises, 1919, P. 332-334)。從つ 「敵に處する」とは所謂「處する」という語の通常の用法に從つているわけである。卽ち、「敵に處する」とは、「敵の所 この場合に、「敵に處する」とは appartenir 敵に屬すると解することは不能ではないであろうが、 appartenir という言葉を廣く解するならば、船舶の支配關係についても、もしその支配が敵に屬している 参照)。 という言葉を用いている。そして、この規定では所有權という文字は フランスの判例では、 例えば、ロイド號 (Lloyd) 事件におい 敵に腐す 使用

②船舶書類の不備は、その船舶に敵性を與える。

を決定することは理解し難 類の全部を缺く場合、 つて船舶の國籍を證明し得ないことになるが、船舶書類以外の船内の書類で國籍を證明できる場合も絕無ではない。 以上の不備のみが敵性を與えると解せられるが、この解釋は不合理である。船舶書類の全部を缺く場合には、船舶書類をも 文字通り解釋すれば、 として船内に備えつけることを要求する害類が不備である場合には敵性を認めず、前記の三種類の害類の一つ、 ために要求せられるものであるから、上記第六條が規定するように、 船内に傭船契約書、船荷證券、 或いはその一部を缺く場合等、 これ等のもの以外の船舶書類、  $\checkmark$ **傭船でない船舶に傭船契約書のあるべき筈はなく、** 送狀を有しない船舶は、積荷と共に沒收せられることを規定する。この規定を 要するに、船舶書類は船舶の國籍、 例えば、船舶國籍證書、 三種の船舶書類の缺如のみが船舶並び 船員名簿、 傭船契約書は、 航海日誌等一般の國家が船舶書類 積荷の種類等船舶の性質を證 その船が傭船である場合 に積 或いはそれ 荷 船舶書 の敵性

の性質決定に關するフランス主義の研究

しそうであるならば、 にのみ要求せらるべきもので、 その書類を備えない場合にも敵性を與える規定があるべきである。 **傭船以外の船舶には傭船契約書に代るべき傭船でないことと證する何等かの書類が要求さるべきであ** 傭船であるに拘らず、 傭船契約書のない場合に敵性を認める規定と解すべきであろう。 しかし、これに闘する何の規定もない

書類の不備によつて敵性が與えられるとすれば、 捕獲の對象となることは一應背ける。しかし、客船の場合は船荷證券や送狀を備えていないのは當然であるから、 も貨物を輸送する場合は、 船荷證券及び送狀は、 いうまでもなく、貨物を輸送する場合に備えるべき書類である。 その貨物は敵貨たる疑いを懐かしめるわけである。 總ての客船は敵性となる。これ等の點から考察して、 それ故に、 これ等の書類を備えずして、 かかる貨物が敵性あるものとして との第六條の規定は しか

(3)敵貨を搭載する船、 敵船内の貨物は總て敵性となる(第七條)。 その内容が極めて不明確であるというべきである。

船舶の性質が積荷をカバーするとなす原則、 即ち、 自由船 自由貨、 敵船. 敵貨のコ ンソ ラ ŀ デ ル 7

交戦國の捕獲權を極限まで擴大したものである。

④不法に行動する捕獲用私船は捕獲物となる (郊五條)。

の原則を廢棄して、

て規定している。この規定の內容は明瞬であるとはいえない。或國家から一定の使命を授けられて行動する船とは、 船舶が委任をうけた國の國旗を掲げずして、 中立船にして交戦國の一方の任務を帶びて行動するものは、 他國の國旗を揭揚している場合、「委任」とはcommission という文字をもつ その國を軍事的に幇助するものであるから、 いかな

ح

の點において中立性を失い、敵性を附與せられるものというべきである。しかし、そのような船舶が委任國の國旗を揭揚せ 趣旨であろうか。 て他國族を揭揚する場合は、 しかし、實際には、 その委任の任務に忠實でないものと考えられる故に、 フラ ンスの委任をうけて行動する船舶が、 フランス旗を掲揚せずして中立旗を掲揚 カュ かる船舶は捕獲物とせられるとい

下において行動すべきであるに拘らず、 つあるか否かを監視することは困難であり、 敵船として捕獲する理由は薄弱である。 を忠實に遂行する場合には、 を受けた國の委任せられた任務を遂行せずして、中立旗或いは敵旗を掲揚する場合に限らねばならぬわけである。 任務を遂行せず、 よつて、フランスはこの船を敵船として捕獲する趣旨であろうか。 を掲揚すれば、 する場合に、 めるための規定であろうか。 られるまではフランスのために使命を遂行し得るからである。しかし、この場合にも、 敵旗掲揚のものは暫く措き、 むしろ委任事務を遂行しないことによると解すべきであろう。前例のように、 フランスには何等不利を與えないのみならず、却つてフランスに有利な場合がある。何となれば、 相手國より敵船として捕獲せられる危険があるが、 純然たる中立船或いは敵船として行動する場合も考えられるが、このような場合に、 委任せられた國の國旗を揭揚しないことが捕獲の理由となるとすれば、後の場合、 フランスに不利を齎すよりも、却つて利益を與えることになるのであるから、 その船が敵性を認められるのは、 しかし、 委任國の國旗を揭揚しないのであるから、 委任せられた船は、 實際において、 委任國の國旗を揭揚してその性質を明かにし、 委任國は委任を受けた船がその委任事務を忠實に實行しつ 委任國の國族を揭揚しないという事實によると解するよ 中立旗を掲げていれば、 フランス旗を揭揚しない場合にも、 任務に忠實であるか否か充分疑問を挿む フランス旗は揭揚しないが、 フランス旗を揭揚しないとの理 相手國から眞の性質を明 その船舶に敵性を認 フランス そのような船を 即ち、 その國旗 フラ の委任 委任事 との場合 、ンス族 ź, 由

次に、第二項の二個の異る君主又は國家から委任をうけている總ての船舶が捕獲物となるという規定は、 即ち、 敵と味方双方の委任をうけて行動するととは、 との場合の二個の異る君主又は國家とは、 一方に有利な行動は、 互いに敵對關係にある二個の君主又は國家の意味であると解 即ち他方に損害を及ぼす結果となる故に、 比較的容易に理

- 種の船舶は交戰國の双方から委任をうけることによつて、その船舶自身の利益のみを追及することを目的とすると解せ

との

船舶の性質決定に關するフランス主義の研究

餘地がある故に、

この種の船舶に敵性を認めたものと考えられる。

=

ねば せる二君主、 ならぬ。 ح 個 れに敵性を認めることは當然といえよう。但し、二個の異る君主又は國家から委任せられた船舶でも、 の同盟國より委任せられた場合は、 とれに敵性を認める理由はないであろう。 同盟

その狀態の下において捕獲を行うことは、 ることは不法である。 旗を掲揚して、 とろでは か。 選ぶところがないとの理由によつて、 あろうか。 0 るとすれば、 は武装私船であると假定する。交戰國の一方の武装私船が、 責任を負擔すべきで、 艦長及び栗組員たる士官が海賊として處罰せられることは、 と規定するが、 國内法によつて處罰せられることを発れない。 特定の交戦國 との第五條の規定は幾多の疑問を含む規定である。 の二個の異る君主又は國家から委任せられた船舶が武裝船である場合は、 捕 捕獲用私船を指すのであろうと思う。これを捕獲用私船と解するならば、 或いは中立國の武裝商船が、 獲用私船は、 その武裝私船の責任者は本國に對し忠誠の義務に反する行動を執るものであつて、 ح 委任國 のために行動するものでなく、 の武裝船が中立國の軍艦である場合は、 直接に軍艦の乗組員が處罰されることは考えられないからである。 委任國の國旗と異る國旗を掲揚するときは、 の捕獲用私船なる性質が明かにせられねばならないので、 委任をうけた國(特許を與えた國) その船の責任者たる船長及び高級船員が海賊として處罰せられるという規定であろう 交戦國双方から委任をうけて行動することは、 たとえ委任國に對し敵性ある船舶を捕獲する場合も不法である。 との場合に、 自己の利益の追及のみを目的とするものであるから、 との規定にいう「委任をうけた船舶」というのは、 その中立國は明かに中立義務に違反する。 のために、 同時に敵國の委任をうけて、 現代の國際法ではあり得ない。 海賊として船長及び高級船員を處罰することを規定するので 敵船を捕獲し得る資格を證明し得ないことになるから、 海上で捕獲に從事するものであるから、 船長及び高級船員は海賊として處罰せられる 從つて、 第五條の規定は比較的意味の通じる規定 たとえ中立義務には反しないとして 委任國 それ故に 交戦國双方の利益 中立義務に違反した國家がその 本國に捕えられれば、 0 國 しかし、 ととで武装船というの 旗と異る國 その行動は海賊船と 委任國の國旗を 私の想像すると のために行動す その場合に、 |族を掲揚 委任國の國 本國

捕獲用私船と解するならば、 揭揚せずして行動せんとするには、 に敵性を認めることは當然といえる。尤も、 いることは、 るわけである。 當時の一 そこでこのような船舶を捕獲の對象としたのであると考える。第二項及び第三項の規定については、 般的な慣習法といつてよい。 その意義は一層明瞭である。交戦國の双方から委任をうけて捕獲に從事することが禁止され そとに委任せられた使命を忠實に履行する意思があるか否かについて充分疑問を挿み得 この場合の複數の君主もしくは國家は相互に敵對關係にあるものであることを それ故に、 異なる君主或いは國家から委任をうけて捕獲に從事する船舶 とれ を

るのでなくて、 奪を行うのであるから、 武装船が交戦國の双方から委任をうけて捕獲に從事するということは、 船長及び高級船員のみが處罰せられる點である。 海賊船と同様に取扱うことにしたのであろう。 海賊船と異るところは、 恰も海賊船のように、 乗組員の全部が處罰せられ 無差別的に海上で略

前提とせねばならぬことは、

既に述べた通りである。

らば、 られた實例はないようである。 右に述べたように、 捕獲用私船は一八五六年のパリー宣言で禁止せられているし、 第五條の規定は甚だ明瞭を缺くものであるが、 結果的に觀て、この規定は現在では重要性をもたないといえる。 これを捕獲用私船を目的とした規定であると解するな 實際においても、 最近の判例では、 この規定が適用

立國に對し苛烈なこの規則は、 貨も共に沒收せられる。 拘らず總て沒收せられるのみならず、 いない。そしてまた、 の海上法では、 六八一年の海上法は、船舶の敵性に關し以上述べたような内容を規定するのであるが、これを全般的に考えるならば、 通常船舶の性質決定の基準に關しフランス主義とよばれるところの國籍主義 この海上法は敵性の範圍を非常に擴大している。即ち、 かくて戦争中は中立船で中立貨を輸送する場合の外は、 フラ ンソワー一世 その中立船自體も沒收せられる。 (François I) の一五三三年及び一五四八年の命令に採用せられたところ また敵船が沒收せられるのみならず、 中立船内の敵貨は戰時禁制品であると否とに 海上輸送の安全は保てないことになる。 (國旗主義) は 敵船內 表明せられて の中立

度に復歸したのである(註四)。 であり、これと反對の原則が一六五〇年の宣言によつて立てられたが、ルイ一四世の一六八一年の海上法は以前の峻嚴な態

- (崖月) Henry Weaton, Histoire des Progrès du Droit des Gens en Europe et en Amérique dupuis la paix de Westpharie jusqu'à nos jours, 1865, T. I. pp. 149-150.
- (발비) Grant 보유로턴 When Louis XIV published a famous ordinance of 1681, nobody thought that he was undertaking to and America, 1845,p. 108) of maritime law as then understood and received in France. (Wheaton, History of the Law of Nations in Europe legislate for Europe, merely because he collected together and reduced into the shape of an ordinance, the principle
- (ﷺ) Art. IV—Seront de bonne prise tous Vaisseaux appartenans à nos ennemies, ou commandez par des Pirates, fourbans et autre courans la Mer sans Commissions d'aucun Prince, ni Estat souverain
- Art.V.-Tout Vaisseau combattant sous autre Pavillon que culy de l'Estat dont il a Commission, ou ayant Commission seront punis comme Pirates de deux differens Princes ou Estats, sera aussi de bonne prise; et S'il est Arme en Guerre, les Capitains et Officiers
- Art. VI—Seront encore de bonne prise les Vaisseaux avec leeur chargement, dans lesquels il ne sera trouvé chart-parties, soutraire, à peine de punition corporelle. connoisemens, ni factures; Faisons defences à tous Copitaines Officiers et Equipages des Vaisseaux Preneurs de les
- Art. VII-Tous Navires qui se trouveront chargez d'effets appartenans à nos ennemys, et les Sujets ou Alliez qui se trouveront dans Navire ennemy, secont Pareillement de bonne prise. Marchandises de nos
- より引用した。 以上の原文は Pardessus, Collection des lois maritime anterieur aux XVIIIe siècle, 1828, T. IV, pp. 355-856
- (諸四) Wheaton, Historie, p. 153
- 一六八一年にルイ一四世によつて發せられた海上法以签において、船舶の性質決定に關するフランスの立法は色々ある。

訓令等は特に重視せねばならぬ。その理由は、一七七八年の規則は一七○四年及び一七四四年の規則の規定を修正したもの 例えば、一七〇四年七月二三日の規則(Règlement)、 一七四四年一〇月二一日の規則(Règlement)、 一七七八年の規則 立法によつて修正したからである(註五)。 であると共に、フランス捕獲法上新紀元を劃したものである。それはフランスが海上捕獲に關する從來の峻嚴な態度をとの (Règlement)、一八○三年(革命曆第一一年)第九月二日の布吿(Arrêté)、一八七○年の訓令(Instructions)等が、 ンドン會議以前の立法としては着目すべきものである。これ等の中で一七七八年の規則、一八〇三年の布告、一八七〇年の п

もフランス捕獲審檢所によつてしばしば適用せられた。 でも、第五一條は船舶の性質決定に關して所有權を强調したことは注目すべきである。これ等の立法は第一次大戰において 一八〇三年の布告の中で船舶の性質決定に關係ある規定として重要なものは、その第五一條及び第五三條等であるが、

下において、フランスの立法の變遷と並んでフランス裁判所の判例を檢討することによつて、フランスの態度を明かにした 更に一八七○年の訓令は、船舶の國籍に關して規定し、 フランス主義の内容を把握する上において重要な規定である。 以

en temps\_de Guerre Maritime, 1868, T. II. p. 324, 328, 329.)° (Convention Nationale)は捕獲に關して舊立法を繼承實施する法令を出している(一七九三年二月一四日の法律、第五條)。それ故に 規定に合致するものであつて、フランスの捕獲法上新紀元を劃するものといつてよい。その後、一七九三年二月一四日の國民議會 開する從來の峻烈な態度を抛棄して「自由船―自由貨」を認めた(同條約、第一條)。同年七月二六日に發した規則は、この米佛條約 フランスの捕獲法は革命によつて影響せられなかつたわけである (Hautefeille, Des Droits et des Devoires des Nations Neutres フランスは新獨立國アメリカを承認した後、アメリカと一七七八年二月二日に友好道商條約を締結した。その中で、 海上捕

七七八年の米佛條約の規定であり、後に同年七月二六日の規則で規定せられた「自由船―自由貨」 及び敵船内の 中立貨は船舶と共

船舶の性質決定に關するフランス主義の研究

(Paul Challine, Le Droit international public dans la jurisprudence Française de 1789 à 1848, 1934, pp. 258-259) れるところであるが(例えば、前掲、オートフィユ、第二卷、三二七頁、三二八頁)この規則が廢薬せられたのは、 に沒收し得るとする「敵船「敵貨」の規則はクリミヤ戰爭まで行われた。この敵船内の中立貨の沒收は、 知名の學者によつて非難せら 一八五四年である

七七八年の規則、 正確にいえば、一七七八年七月二六日の「戰時中立船に關する規則 Règlement concernant

bâtiments neutres en temps de guerre」の船舶の性質決定の基準に關する部分を摘記すれば、次のようである。

にも船内の積荷の所有者にも何等利益とならない。總ての場合において、船内の書類のみが考慮せられる。 船舶の拿捕後に告知し得る證據品(pièce)は、いかなる場合においても、 何等信を置き得ない。その船の所有者

凐滅し、或いは破壞するときは、捕獲物となる。 船舶はその國籍いかんに拘らず、卽ち、中立船或いは同盟國船でも、船舶書類を海中に投じ、或いは他の方法で

の證據がその書類の一部をなさない限り、考慮を拂はれない。 第五條、パスポートが船内の他の書類になされた表現と異つた船名を表示するものは、少くとも船名變更と船舶の同

性

敵國民たる船員で構成せられ、或いはその船舶の出港した中立地の官公吏によつて定められた乘組員名簿を船内に有しない 第九條、 總て捕獲物となる(註六)。 外國船でその中に敵國から委任せられた貨物上乘人或いは指揮官の乘組むもの、或いは乘組員の三分の一以上が

ものは、

龍六)Art. II.—"Veut S. nts, puissent faire aucun foi, ni être aucun utilites, tout aux propriétaires desdits bâtiments qu'à ceux des marchandises qui pouraient y avoir été chargées: M. que, dans aucun cas, les pièces qui pourraient être rapportés après la prise des

Art. V.—On n'aura aucun egard aux passpor's des puissances neutres…, lorsqu' (ils) exprimeront un nom de bâtiment voulant S. M. qu'en toutes occasions l'on n'ait regard qu'aux seules pièces trouvées à bord."

de nom, avec l'identité du bâtiment, ne fassent partie de ces même pièces..... different de l'enonciation qui en sera faite dans les autres pièces de bord, à moin que les preuves du changement

Art. IX—Seront de boone prise tous bâtiments étrangers sur lesquels il y aura un subrécargue marchand, commis ou officier-major d'un pays ennemi de Sa Majesté, ou dont l'equipage se a composé, au-delà du tiers, de matelots sujets neutres d'où les bâtiments seront partis des États ennemis de Sa Majesté, ou qui n'auront pas à bord le rôle d'equipage arrêté par les officiers publics des lieux

たので、この點においては、一六八一年の海上法第七條が廢棄せられたことは明かである。この一七七八年の規則で船舶の する限り、 七七八年の規則のこれ等の規定は、一六八一年の海上法の規定を修正したというよりも、 前法を捕充したと觀る方が適當であろう。 ただ、 既に述べたように、敵貨を搭載する中立船の敵性が解除せられ むしろ、船舶の性質決定に關

(1)船内にある書類のみが船舶の性質を證明することができる(第二條)。

性質決定に關し注意すべきは次の諸點である。

ものは證據として引用し得ないことを規定するのであるが、この規定は必ずしも文字通り嚴格には、 船舶の性質を證明するものとしては、 これに闘する多数の質例が證明している。この點については、更に後で實例を示すことにする。 船内にある書類に限定して、船舶外にある書類、 或いは船内にあつても書類 適用せられていないこ 以外の

②船舶書類の破毀は敵性附與の絕對的な理由となる。

通りである。

この場合には、 船舶の國籍は考慮されない(第三條)。この規定は、 そのまま適用せられたことは、 後に判例において示す

(3)船名と一致する船舶書類のないもの、 即ち、 一名を船舶書類によつて證明し得ないものは敵船と看做れる

船舶書類は特定の船舶の性質を證明すべき書類である。それ故に、船名と合致しない船舶書類は、 その船の船舶書類では

ない。 致しないかを證明する文書が必要である。例えば、 との場合には、 從つて、 船舶書類を備えないと同様である。船名と船舶書類との間に不一致のある場合には、 船名が變更せられたのならば、 その事實を證明する公式の文書を必要 何故に

(4)、現實に敵に利用せられている疑いのある船舶は敵性となる(第九條参照)。

とすることは當然である。

舶

の性質決定に關するフランス主義の研究

乘組員の三分の一以上が敵國民であるような船も、 敵の貨物上乘人或いは指揮官が乘組むことは、 その船が敵のための輸送に利用せられている證據であると觀られる。 敵の支配下にある船であるとの疑いが濃厚である。 その船が中立船で

め b Ŕ 以上擧げた一七七八年の規則の中で、第二條及び第九條の解釋に關しては、 乗組員がいかなる國籍の者によつて構成せられているかは、 その船の出港した中立地の官公吏によつて證明せられる正規の乘組員名簿を備えないものは敵船としたのである。 公式の文書で證明せねばならぬことは當然である。 ナポレオン戦争中における二個の事件を引用 そのた

することができる。 即ち、 ピグウ號 (Pigou) 事件及びスタテ ィラ號 (Statira) 事件がそれである。

的な動機 にせられるところの敵の利益を隱すことがしばしばある。そうでない場合には、 の不正規があるといつて沒收を宣告するに充分な理由があると考えるのは誤りである。形式文書は、 の文書の中の一つに正常な形式をもつ乗組員名簿が

を述べ、「しかし、これ等の中の書類の一つだけ飲け、 審の判決を覆して、 九月九日の判決で、 の二船は共にアメリカ船であつて、裁判官は兩事件ともポルタリス (Portalis) であつた。彼は共和暦第九年(1八〇一年) 善意の原則によつて規律される他の總ての事件における如く、 0 形式の不備、 フランスの法令は船舶及び積荷の中立性は一定の列擧せられた文書によつて 證明 することを 要し、 ピグウ號がフランスの法令の要求する乘組員名簿をもたなかつたことを理由として沒收を宣言した下級 或いは不正規を破る。 われわれは真實を探求せねばならぬ。そして融通 これ等の事件においても、 中立性は單なる不注意から或いは全く詐欺 われわれは眞實が他の方 他 0 利 0 かない 理由によつて明か 形式で規律 或いは僅

法で明かならば、 單なる形式の缺如、不正規等は無効となし得ないことを法と共に言はねばならぬ……」(註七)。

時と原因により異る旨を述べ、文字通りの嚴格な適用を排して、智と衡平の見地からして司法的愼重さによる適用を述べて 次に、共和曆第八年(一八〇〇年)第一一月六日に與えたスタティラ號事件の判決においても、 ポリタリスは、 法の適用は

いる

名簿を中立性の證據として要求する第九條の規定等の解釋に關して注目すべき判例である。そして、この態度は第一次大戰 由にならないことを明示した。船舶の性質を證明するには船内の文書に限ることを規定した一七七八年の規則第二條、 認める原因とはなるが、そして、この事件でも、下級審では形式の不備を理由として沒收を宣告したのであるが、 K スは形式は眞實發見の手段であると考え、他の方法で眞實が明かならば、單なる形式の不備は、それだけで敵性を與える理 おいても變更せられなかつた。 の二個の判決で示されているように、フランス法の要求するところの船舶書類の不備は、 形式的にはその船舶 ポ K 一敵性を ル 船員 タリ

語七) Wheaton, History, p.

Wheaton, Histoire des progrès du droit des gens, T. I. pp. 151-152

(註八) Wheaton, History, pp. 110-111. Hautfeille, Histoire des Origines, et Progrès et des Variation du Droit Macitime International, 1853, pp. 407-408.

これ等の事件の外に、 ナポレオン戰爭中に極めて重要な事件がある。それは一八○一年のアルディ號

國に定住する中立國人は恰も中立國に住所をもつ敵國人が彼の敵性を失はないと同樣に中立性を失はないことを判示したも ある。との事件は、 0 である。 いいかえれば、 直接船舶の敵性に關するものでなく、むしろ個人の敵性に關するものである。卽ち、この判決では、敵 との判決は人の性質決定に關し國籍主義を表示したのである。 = ц ムボ ス (Colombos) はこの判 (Le Hardy) 事件で

舶

の性質決定に關するフランス主義の研究

故に、 船舶所有者の國籍が敵國である場合には、その住所は中立國にある場合にも、 人の性質決定の基準を定めたものである。中立人の所有する船舶は中立船であることを明かにしたので、 中立國であれば、 中立船としたのではない點に重要な意義がある(註一〇)。 フランスが傳統的な住所主義から決定的に去つて國籍主義によつたものとしている(註九)。 その住所が敵國にある場合にも敵性を認めないので、 イギリス主義と對立するものである。 その船舶に敵性を與え、 船舶所有者の國 との主義 中立旗を揭揚すが との事件 K ょ 籍が n ば

記 John Colombos, A Treaties on the Law of Prize, 1926, ġ. 70

ル・アルディ號事件の詳細については後にこれを述べる。

父に、ナ ポ V オ ン の時代において、船舶の性質決定に關し重要な立法がなされている。それは、革命曆第一一 年(1八〇三年)

第九月二日の布告 第五 一條 掲揚する<br />
國旗の (arrêté) 第五一條、 如何に拘らず、 第五三修等の規定がそれである。それによれば、 敵國民に處する總ての船舶は捕獲物となる。

第五三條、 規則或いは條約に從い中立性が證明せられないときは、船舶或いはその積荷の全部または一部は捕獲物である

主義は現れてはいない。 言第五七條第一項に規定せられるところの「船舶の性質はその船舶が合法に揭揚する國旗によつて決定される」とする國旗 同様に、 appartenir という文字を使用している。從つて、この規定では、通常フランス主義とよばれるところのロ 條の規定は前掲の一六八一年の海上法第四條前段の規定と同一である。「敵に<br />
園するという文字も、海上法の規 との規定は、 船舶の國籍よりも、 むしろその所有權關係に重點を置いた規定である。 即ち、 ンド 船舶 定と ン宣 0

第五三條の規定は、 中立性を證明し得ない船舶及び積荷が捕獲物となる意味の規定であつて、 ح れは 般 的 に承認

この規定が第一次大戰の際にしばしば適用せられたことについては後に述べ

せられた國際法上の規則であるといつてよい。

所有權

の所在が船舶の性質決定の基準とされていることは注目すべきである。

第四條の規定を一層近代化したものであり、第五三條の規定は一七七八年の規則第五條、 るであろう。これ等の規定を、從來のフランス捕獲法の規定と對比するならば、第五一條の規定は前揭一六八一年の海上法 一六八一年の海上法第六條等の規

かつ明瞭に敵性決定の一基準を掲げたものといえるであろう。

オートフィユは一八一五

年まで行われたところのフランスが捕獲權を行使し得る船舶を次の五種に分類している。

定と關連はあるが、

一層包括的に、

- ①船舶書類が交付せられたとき、その主權者の港にいない船舶
- 3)船内に、少くとも開戦前に合法に歸化しない外國人の船長或いは船主の在るもの ②敵が所有する船舶で、船内に所有者の變更を證明する書類のない船
- (出船内に外國人の指揮官、貨物上乘人或いは使用人のあるもの
- (5)船員名簿を有しないもの(註一一)

トフィユの示もように、一八一五年までのフランスの立法は決して國族主義を採用していない。 逆に、 所有權を性質

(註 1 1 ) Hautfeille, op. cit. p. 407

決定の基準としていることは疑えない事實である。

以上述べたところのフランスの捕獲法の内容を同想するならば、このオートフィユの列擧は、大體において當時のフラン

スの捕獲の基準を總括したものであるといえるが、しかし、必ずしも全部を網羅しているとはいえないであろう。一八一五

年の ォ ン戰爭の終了時までにおける船舶の捕獲に關するフランスの立法を契約すると、次のような船舶が敵性あるも

- (1)l敵に 圏する船舶(一六八一年の海上法、 第三卷、 **第九章**、 **第四條前段、** 一八〇三年の布告第五一條)
- (2)パスポー トの船名と船内の他の書類の船名と異り、 その同一性を證明し得ないもの(一七七八年の規則、第五條)

# 船舶の性質決定に關するフランス主義の研究

- ③中立性を證明し得ない船舶(一八〇三年の布告/第五三條)
- たる船員で構成せられたもの、 (4)外國船にしてその中に敵より委任せられた貨物上乘人或いは指揮官の乘組むもの、 またはその船の出港した中立地の官公吏によつて定められた乘組員名簿を船内に有しないも 或いは乘組員の三分の一以上が敵人
- の(一七七八年の規則第九條)

(5)船内に傭船契約書、

(6)船舶書類を海中に投じ或いは他の方法で凐滅または破毀する船舶(一七七八年の規則、第三條)

船荷證券、送狀を有しない船舶(一六八一年の海上法、

第三卷、

**第九章** 

第六條)

⑦委任をうけた國家の國旗と異る國旗を揭揚する船舶、或いは二個の異る君主又は國家より委任せられたもの

年の海上法、前掲、第五條

à l'organisation d'un Conseil des Prises) 及び帝國捕獲審檢所規則(Règlement du Conseil impérial des Prises)が ない。捕獲に闘する立法としては、捕獲審檢所の組織に闘する一八五九年五月九日の命令(Décret du 9 mai 1859 relatif な戰爭としてはクリミヤ戰爭及び普佛戰爭である。クリミヤ戰爭では、船舶の性質決定の基準として重要な立法は認められ 以上のような船舶の敵性に闘する基準が定められたのであるが、その後ロンドン海軍會議までに、フランスの戰つた重要

八五九年六月四日に制定せられている。これ等はいうまでもなく、クリミヤ戰爭後の立法であり、主として捕獲審檢所の構 手續及び權限等に關するものである(註一二)。

これ等の立法の原文は Ministère de la marine, Décision des Conseil des Prises, 1916, pp. 1-5,

中立貨は戦時禁制品を除き自由なりとの原則の適用に當り、商館 普佛戦争の時には、 その第一○條後段において注目すべき規定がなされている。第一○條は「中立族は敵貨をカバーし、 船舶の性質決定に關する重要な立法がある。卽ち、一八七〇年七月二五日の海軍省訓令がそれである。 (maison de commerce) の國籍は、 その設立せられた場

所によつて決定せられねばならぬ。船舶の國性 旗による」と規定する(註一三)。この第一○條後段の規定は、 を採用したに過ぎない。 フランスの立法に姿を現したのである。しかし、これは單なる國族主義ではなくて、船舶の所有者の性質と並んで國族主義 の性質決定の基準として追加せられたことになる。卽ち、通常フランス主義とよばれるところの國族主義は、 たのであるが、 更にその船舶の掲揚權ある國旗をも基準とする旨の規定であつて、掲揚權ある國旗という重要な要素が船舶 (nationalité) 元來船舶の性質はその所有者の國籍によつて決定せられてい はその所有者の國籍によるのみならず、合法に揭揚權 この時始めて ある國

au puvillon qui les couvre 一三) 一八七○年七月二五日の海軍省訓令第一○條後段は次のように規定する。 Nationalité des bâtiments ne derive pas seulement de celle de leur propriétaire, mais encore de leur droit légitime

規則 國籍の取得 重視せられていることを明瞭に示している。その後、一七九三年九月二一日に である。一七七八年の規則第七條は「敵が建造し或いは敵の所有する船舶は、 としたのであるが、フランス内で建造せられないものについても、 するならば、 何故にフランスの態度はかく變更されたのであらうか。この間の事情はフランスの當時の國內立法及び對外政策等を觀祭 (Règlement) 第六條には、 (歸化) を認めている 充分首肯できる。試みに船舶の國籍取得に關するフランスの立法を檢するならば、 との航海條例は、 ۲. の規定は當時のフランスの態度を明示するものであつて、 フランス人が外國船を購入した場合に、 英國がこれより前に制定した立法によつて、英國船と看做れるためには、 (註一四)。 元來フランス國籍の取得は、 一定の條件の下においてフランスの國籍取得を許したの 一定の手續を踏むならば、 フランス内で建造せられた船舶であることを要件 船舶の性質に關し、 中立船或いは同盟國船と看做し得ない」と規 「航海條例 L'acte de Navigation」 一六八一年一〇月二四 所有權と建造の場所とが それによつてフランス 英國の建造であ が 日の

る 事質から親て、 國籍取得の主要な要件としたのに對抗するためであつて、 (註一六)。 が窺はれる。實際において、 フランス國籍附與の一要件としている。當時において、 いは自國の國策上、それぞれ法令をもつて、 一八〇四年の規則により、オランダは一八〇九年の法律により、アメリカは一七九二年一二月三日の「登錄法 The Registory により、 捕獲物として或いは英國法違反によつて沒牧せられたものでなければならぬとして、 當時の海洋國の一般的傾向としては、自國内での建造ということが、自國籍を附與する一要件であつたこと 自國船として登録するための必要な條件の一つとして、それぞれ自國內での建造を規定している。これ等の 一九世紀の始めには、 自國船たるためには、 當時の大海上國及び多くの小國も、 海上に勢力ある其他の諸國の例を見ても、 フランス航海條例第二條は、 自國内での建造ということを一要件とした フランス内での建造ということを、 外國の立法に對する報復的意味か 英國内での建造ということを英 例えば、 スウェーデンは 0 で ある 或

權 は、 ン 員及び乘組員の四分の三はフランス國籍をもつものであること、 の當時の一般的傾向であつたといえる。 を示すに至つた。そして、 なつていることを、當時は外國との航海條約中に規定したのである(註一七)。條約中にこのような規定を挿入することは、そ とは無關係となつたのである。船舶に國籍を附與する條件は各國の國內法の規定によつて定まるという現在では自明の理と ス内で建造せられた事質を必要としないことにした。そして、外國で建造せられたもののフランス化を認めた。また所有 の條件も緩和して、少くとも半分以上がフランス内地人に屬していればよいことにした(一八四五年六月九日の法律)。 しかるに、この傾向は一八六〇年頃までに衰えて、それ以後においては、 船舶がフランス旗を掲揚し得る條件として「山フランスで建造されたこと、②全部フランス人に處すること、 現在では一般的となつているように、各國の國內法は、 フランスの場合をみても、一七九三年九月二一日の航海條例 (l'acte de navigation を要求しているが、一八六六年五月一九日 船舶建造の場所については漸次に無關心 船舶建造の場所のいかんは全く國籍附 の法律は、 (3) 高級船 の態度 ブラ 與

外國人に處する場合にも、自國船として登錄するととを許す國家も現れ(南米の二三の國はそうである)即ち、船舶の國籍 そのままとしている(註一八)。これによつて明かなように、外國船でも一定の條件を滿しさえすれば、稅金を支拂つてフラ 員については、船長、高級船員の全部及び乘組員の四分の三がフランス人でなければならぬとする一七九三年の航海條例を そして、これは世界の一般的傾向であつた。また國によつては、船舶の所有權と國籍との牽聯性を認めず、所有權の全部が が、一方において船舶の所有標、他方において船舶の國籍という二個の基準を併用したことは充分理解できることである。 この情勢の下において、所有權のみを船舶の性質決定の基準としていたフランスが、その態度を改めて、一八七〇年の訓令 取得の條件は各國の國內法によつて異り、その結果、船舶の所有權と國籍とは別個なものとして取扱う必要を生じて來た。 れによつて船舶の國籍は固定し、後における國籍變更は不能である。從つて、ここに國籍變更の可能性が生じたわけである。 ンス化することによつてフランスの國籍を取得できるのである。自國内での建造ということを國籍取得の條件とすれば、そ

〔註一四〕 一六八一年一○月二四日の規則第六條は、次のように規定する。 aux Officiers d'Admirauté du lieu de sa demeure, et qu'après l'achpt il leur déclare les nom de ces participes, et En cas qu'aucun Français veuille acheter Vaissau dans les Païs Etrangers, Sa Majesté veut qu'il en fasse sa déclaration en fasse enregistrer le Contrat au Greffe de mesme Siège. (Robert Rienow, The Test of the Nationality of a Merchant Vessels, 1939, pp. 25-26)

(註一五) 一七七八年の規則第七條は Tout Navice qui serafabrique ennemie ou qui aura eu en propriétaire, ne pourra être censé neutre ni allié,……と規定する

(哲一代) Robert Rienow, op. cit pp. 26-27

(註一七) この代表的な條約の型としては、一八六一年五月一日にパリーで締結せられた佛白航海條約第七條の規定がある。 au moyen des titres et patentes dilivrés par les autorités compétents aux capitains, patrons ou bateliers (Rienow, op. Η La nationalité des bâtiments sera admise, de part et autre, d'après le lois et réglement particuliers à chaque pays,

(岩 1 < ) Fauchille, Traitè de Droit International public, Tome I, 2º partie p. 900

一八六六年五月一九日の條例(acto)第三條は、一トンにつき二フランの稅を支拂うことによつて、フランス化することを認めている。

準であることを認めたのであるが、一八七〇年の訓令は、所有權の所在と並んで國族をも基準として採用したのである。し 取扱はうべきであるかの疑問が起る。この問題について、フランスの判例は次のような囘答を興えている。 かし、この規定は、必ずしも明瞭であるとはいえない。それは船舶が國籍を異にする者によつて共有せられる場合はいかに いかんに拘らず、敵國民に愿する總ての船舶は捕獲物である」と規定している。これは所有權の所在が性質決定の優先的基 ることによつて、 敵性をもたないが敵族を揭揚する場合がこれである。このいづれかの場合も敵船として取扱はれる。この二個の基準を認め 一八七〇年の訓令の規定は、船舶が敵性をもつ二個の基準を認めた。卽ち、船舶の所有者が敵性をもつ場合と、所有者は 一八〇三年の布告第五一條は修正せられたことになる。第五一條では、旣に記したように「揭揚する國旗

#### (1)中立人と敵人が共有する場合

船を敵國人が共有者であるとの理由によつて捕獲することを許さないからである。かかる捕獲が有効であるとせられるなら 審檢所には、 獲し、これを賣却して、敵國人の持分に相當する額を沒收して、殘りを中立人に返却するというような方法を執り得るであ ろうか。卽ち、交戰國は敵の持分に對してのみ捕獲權を行使し得るのであろうか。ベック (Boeck)によれば、「フランスの 敵國人に屬する場合などがこれである。このような場合には、敵國人の持分の代價を捕獲者に與えるために、その船舶を捕 の國族揭揚權をもつ船舶の一部の所有權が外國人に屬する場合があり得る。例えば、 いかなる條件を具備する船舶に自國の國籍を與えて自國族の揭揚を許すかは個々の國家の國內法の問題であるから、 このような條件の問題は未だ提出されたことはない。その理由は、フランスでは中立旗を掲揚する權利ある商 中立旗を合法に掲揚する船舶 の 一

ば、 專らその國籍のみを考慮すると誤解してはならない。後に示すように、フランス捕獲審檢所は、 は中立人に處するといつてよい。このような理由から、もし合法に中立旗を掲揚するならば、 る船舶でなければ、 色のように通常考えられているのは誤りである。フランスが、實際において、右のような船舶の國籍 船舶の所有關係を全く無視して、その國籍にのみよることは理論的にも是認できないことであり、 舶でも、 權に優先せしめるものである。 のみを基準として實行したのは、 由で捕獲せられないことを述べたのであると想像する。しかし、これをもつて、 部が敵に屬する場合を述べているのである。 第一に、 その所有權關係を檢討するために、 それは中立旗に加えられる侮辱である」と(註一九)。ベックのこの解釋は、 自國族の掲揚を許さないのであるから、 しかし、彼は中立旗を合法に掲揚する船舶で、 第一次大戰開始後の約一ケ年に過ぎないのである。この點は更に後に詳述するであろう。 審理を行つているのである。海上捕獲は海上における敵産の捕獲であるから、 實際において、 合法に中立旗を掲揚する船舶は、 世界の殆んど總ての國は、 その所有權の全部が敵に屬する場合でなくて フランスは船舶の所有權には無關心であり 明かに合法に揭揚する國旗を所有 所有權の半分以上が自國民に属す その一部が敵に属するとの理 その船舶の所有權の半分以上 合法に中立旗を掲揚する船 これがフランス主義の特 (合法に掲揚する國旗

歪けん) Charles de Boeck, De la propriété privé ennemie sous Pavillon ennemie, 1882, p. 169 敵旗を掲げる船舶にして、 その一部が中立人に屬する場合は、 いかに取扱はるべきであろうか。この

述の例

と反對に、

題に關しては、 間接的ではあるが、 敵旗を掲げるが故に、 普佛戰爭中にトュルネル(Türner)號事件がある。 全部沒收さるべきであるか。或いは中立人の持分は留保さるべきであろうか。との問

れた。 していることが船内の真正な權原により證明された。 ŀ ホフマン ル ネ ル 號は三本マストのプロシャ船で一八七〇年一〇月フランスの巡羅船デストレー (d'Estrée) によつて拿捕 (Hoffman) なるロ ンドンの船舶仲買人は、その船舶に對し一二・〇〇〇ターレルの額にいつて抵當權を有 プランスの高等捕獲審檢所は、一八七○年一二月二二日の判決で中立

當る一二・○○○ターレルを貸し、 営權の場合においても、 獲せられたときは、 absolument indivisible)。 しんして、 らすれば、 人の抵當權の要求を拒けた。 で認められている。 シャの立法により特別な保障を與えられていることは船舶書類により明かであるが、 絕對的に不可分である(la propriété du navire, au point de vue léxcercise de droits 敵國旗を掲揚する權利をもつて、 その捕獲者に對し、 フランス法によつて設定せられた抵當權の場合のように、 その理由は「ホフマン氏等は捕獲審檢所に對し、.彼等が船主に對し、 その債權は二番抵當によつて保證されているところの額の囘復を要求し、 との原則は恒常的な方法で、 自己の共有の部分を要求し得ない。 敵國族の下で航海する船舶の共有者たる中立人は、もしその船舶 3 1 1 ッッノペ 船舶に關し、 の總ての海事裁判所、 所有權の一部と考えられ、 船舶の所有權は戰爭法實施の見地 プ- ロ シャ法によつて認められた抵 その船舶の價格の六% 殊に英國の海軍裁判所 de Įą との その貸借は guerre, est 抵當權は が 捕 カュ ブ K

戦争法の絕對的な實施に何等の障害を與え得ない」というのである(<br />
註二〇)。 その一部が敵に뤒する場合に、合法に中立旗を揭揚するが故に中立船とし、 性が認められ、 即ち、合法に敵族を掲げる船舶で、中立人と敵人との共有に屬するものは、 分に對して捕獲權を行使できないことになる。 いえる。 を有するに過ぎない場合においても敵船として處斷することができる。尤も、 して處理し得ることを明かにした。從つて、この場合には、 この判例は多くの重要な意味を含んでいる。 第一に、捕獲權の行使に關しては、所有權は絕對的に不可分とした點である。 國旗と所有 フラン スが戰争法の實施に當り所有權を不可分としたことは、その反面において、中立族を合法に揭揚する船舶 たとえ、その所有權の全部が中立人に愿する場合も捕獲物となるのであるから、 權の二個を性質決定の基準としているが、そのいづれが優先的な基準となるかを規定していない。 しかし、 これは國旗を所有權に優先せしめた觀方である。 共有の持分の割合を考慮する必要はない。 しかもその所有權が不可分であるから、 中立人の所有權に考慮を拂うことなく、 敵旗を掲揚する船舶は、 とれはむしろ當然であると それだけの理 敵人が所有權 八 七〇年の訓令 またとの 敵船と 敵の持 由 Ø で敵 --%

ある。 訓令にいうところの「所有權者」というのは、 一八七〇年の訓令は非常に曖昧であると評されるのはとのためである。 所有權の全部をもつ者を指すのか一部の所有權をもつ者をも含むかも不明で

②敵族を合法に揭揚する船舶の所有權が全部中立人に属する場合

國人に屬する場合があり得る。 (例えば、 船舶の國籍取得の條件は各國の國內法の定めるところによるのであるから、外國人の所有船に自國旗の揭揚を許す國家 アル ゼ ンチン、ペ ル 1 事件がある。 この場合においてフランスはいかに處理するであろうか。 ウル ガイ等) がある。 それ故に、 これ等の國旗を揭揚する船舶 これに該當する事件としては、 で その所有權 の全部が

佛戰爭中にパルム號 (Palme)

一スヰス國は船舶 證の下に解放した。 名儀を示すことを條件として一八六六年以來ドイツ族の下で航海することを許された。この船は開戰の當時へ一八七〇年七月 渉の後に、 カの新教徒の傳道者と關係を保つことを目的としていた。船主はスキス族を掲揚し得ないために、 はスキスのバ を掲揚せねばならぬ。このような事情の下において、 九日) は航海中であつた。一八七一年一月英佛海峽で拿捕せられ、 ル の傳道 の當時スキス聯邦は自國人の所有船にスキス旗を掲揚することを禁止していた故に、 會はフランスの高等捕獲審檢所に上告した。審檢所は次の三個の理由を擧げて、その捕獲を不法とした。 ノ 1 1 ル ヴ K (Bâle) ァ スヰス國族 捕獲の有効性の問題がボ j の國族の下に航海する權利を得、 のプロテ の掲揚を禁止する故に、 スタント傳道會に屬するものであつて、 ルドウの捕獲審檢所で審理せられ、 その掲揚國旗國が交戦國となつたのがパルム號事件である。 スキスの船主は不可抗力として外國旗を義務づけられていること その後、 ブ グ  $\nu$ ンケルクに引致せられた。 ーメンの登記所において、 傳道の目的に使用せられていた。主に西ア 審檢所はこの捕獲を合法とした。そこでバ スヰスの船主は已むを得ず外國族 所有者としてドイツ バ 同港の指揮官は同船を保 1 ル の傳道會は永 パ ル **ンリ** 人 い交 Ą 號 0

中立人は彼等の所有權の證明を與える權利が

獲者は船舶書類のみを考慮すべきであるとのフラ

ンス法の原則を廢止し、

船

あることを衡平は要求すること

ح

の判決においては、

次のような諸點が注目せられねばならぬ。

曰この證明が與えられ、そして總ての不信に對する疑惑が晴れた故に、 パ ル ム號は発除すべきであること(註二一)

用している證據であると觀ることができる。 有權關係が更に捡討せられたことは、 る態度は、 は非敵性として解放さるべきで、 獲物である。 船舶の性質が決定せられるのであるならば、 も特殊の理由により 範圍外に置 船舶の性質はその合法に揭揚する國旗によつて決定せられることを明瞭に規定し、 この解釋はしか いことはいうまでもない。しかし、 第一に、 合法に掲揚する國旗が敵旗であつても、 第一次大戰の初期に執られたのであるが、この點については後に述べることにする。 かれている。 もしまた、已むを得す敵旗を掲揚する場合は、例外として敵性を発除するならば、 П (海戰に於ける捕獲權行使の制限に尉する條約) ンドン宣言第五七條の規定とは多少趣を異にすることを認めないわけにゆか 敵族の掲揚權をもつ船舶ならば、 進んで所有權關係が檢討せられる筈はないわけである。 一般に解せられるように、 とりもなおさず、 パ ルム號が合法に敵族を揭揚する以上、それだけの理由でパ その敵族の掲揚が不可抗力である場合には敵性を認めないことである。 フランスが船舶の性質決定の基準として國旗と所有權との二個を採 その事實だけで敵性を認めるものと解するの フランス主義なるものが、合法に揭揚する國旗によつてのみ 第三—四條 参照) 捕獲を発除されている船舶はこの限りでな 何故に敵族を揭揚するかの理由は穿鑿の とのように、 パ それだけの理由でパ ルム Ŕ が 號事件において、 所有權關係を無視 同宣言の規定では、 ルム號は合法な捕 正當であろう。尤 ル 厶 所 號 す

擴張したのである。との點は第一次大戰の實行でも踏襲せられた。 判決では衡平という觀點から、 第二に、一七七八年の規則第二條は、 船内の書類以外のものにも證據力を認めることになつた。即ち、 旣に記したよろに、 船内の書類のみが證據力をもつことを規定するに拘らず、 證據力をもつものの範圍を との

(拙口〇) Ch, Peyreigne, Les Conflits maritimes entre les Etats, 1912, p. 225

Boeck, op. cit. p. 169-170

〔趙八一〕 Hans Wehberg, Das Seekriegsrecht, 1915, S. 171-172 178-179. には、この判決の重要な部分が載せてある。Boeck, op. cit. p.

et suiv.)。この點は、 捕獲を免除せられると同様な理由で捕獲を免除さるべきものであるといつている (Webberg, op. cit. S. 179; Boeck, op. ci . p. 171 ベックやヴェーベル 後にハーグ會議で「海戰における捕獲權行使の制限に關する條約」第四條において成文化せられている。 クはパルム號事件について、同船は布教を目的とする船であるから、 國際慣習法上學術の研究を目的とする船が

もつものと考えられる。これに對し、ボルドウ捕獲審檢所は一八七一年二月二七日に判決を與えているが、 法にドイツ旗を掲揚する船であるが、一八七○年一○月二一日にフランス軍艦デセイ(Desaix)によつて拿捕せられ、 中のルドウィッヒ號(Ludwig)事件及びフォールヴェルツ號(Vorwärts)事件を擧げることができる。この二船は共に合 ではなくて、 としている。この判旨に明示せられているように、捕獲を合法とし有効とした理由は、合法に敵族を揭揚することによるの 「船舶書類及び審理の結果、この船はドイツ人に屬することが明かになつた。故に、この捕獲は合法であり、有効である…」 に燒拂はれた。この事件では捕獲が合法なりや否やの問題と、卽時に燒拂つたことの合法性の問題と、この二點が重要性を 更に、 ㅁ ンドン宣言第五七條第一項に規定するところのフランス主義が、この時代に存しなかつた質例として、普佛戰 敵に處することによるのである(註二二)。 それ によると 即時

は未だ實現せられなかつた。のみならず、このことは、一八七〇年の訓令の解釋からも當然かくあるべきで、 えるならば、これはむしろ當然のことであつて、フランスの傳統的な態度は船舶の所有權の所在こそ性質決定の基準となる て合法に掲揚する國族のみをもつて船舶の性質決定の基準としているのではない。更にまたフランスの傳統的な態度から考 以上の實例から歸納するならば、ロンドン宜言第五七條一項に表現せられているフランス主義なるものは、 同訓 普佛戦争中に

のであつて、 國族を一基準として採用したのは立法上は一八七○年だからである。

所は、 慮せねばならぬ」とし、 第一○條に規定されているように、 加筆訂正して出版したフォーシーユが第一次大戰後に出版した著書の中においてすらも、 族は船舶の性質(nationalité)の第二の構成要素である」としている(註二三)。更に、注目すべきは、ボンフィスの著述を ある」としている(註二四)。ロンドン宣言を經、第一次大戰を經過した後におけるフォーシーユの著述においてすらも、 の法律上の權利は、その船舶の性質の第二の構成要素 (le second élément constitutif de la nationalité de ce navire) で いないことである。卽ち、フォーシーユは「フランスによつて認められた規則によれば、一八七〇年七月二五日の內閣訓令 ンドン宣言第五七條に表現せられているフランス主義を認めてはいない。このことは、 一八九四年版を觀ても、 右の事實は、フランスの代表的な國際法學者の著述によつても證明することができる。例えば、 所有者の敵性なりや中立性なりやを決定するのは國籍であつて住所ではないとしている。掲揚する國旗に對する船舶 極めて短期間における一時的現象に過ぎなかつたことを物語るものである。 更に後に詳述せねばならぬ。 船舶の敵性決定について彼は「フランスの判例によれば、所有者の性質と揭揚する國旗と同時に考 更に「船舶所有者の性質を決定するものは」所有者の住所でなく國籍である。合法に掲揚權ある國 所有權の性質と國旗に對する權利とが同時に考慮されねばならぬ。フランスの捕獲審檢 所謂フランス主義とよばれるところ しかし、この點は本稿の結論に愿す ボンフィスの前記の點を修正して ボンフィス (Bonfils)

(誰ニニ) Scott and Jaeger, Cases on International Law, 1937,p. Henry Bonfils, Manuel de Droit International public, 1894, p. 730

べき部分であるから、

(計二四) Paul Fauchille, Traité de Droit International Public, T, II, 1921, p. 465.

即ち、 な主義を捨てて、 性質決定の基準であつた。そして一八七〇年から國旗と所有權とを併用することになつたのである。 われわれが既に檢討したように、 舶 國籍か或 を行使するのは不正でないと考えるのである。卽ち、 力に貢献するのであるから、 準として決定するのであつて、國籍ではない。その理由は、 の全部または一部が敵によつて所有せられる場合には、 するのが所謂フランス主義である。 とになる。 ある國旗をもたない 人はその恒常的に居住している所において、 の國籍と所有權とを同等な資格において、 通常英國主義と對比して唱えられるフランス主義とは、 合法に敵族を掲揚する船舶が敵船として取扱はれるのみならず、 その場合に船舶の所有者が中立性をもつか敵性をもつかは考慮に容れる必要はないとせられる。 いは國籍不明のものに對して始めて所有權が性質決定の基準として採用せられることになるが、 との場合に、 通常フラ か、 所有者の中立性或いは敵性を決定する基準は、 或いは掲揚の權利ある國旗が不明な場合に、 ンス主義とよばれるところの主義を强調したのはロ かかる人々の財産は、 フランスの傳統的な主義ではない。 これに對し、 その事業により、 船舶の性質決定の基準として併用する。 英國主義は、 敵國民の共同財産の一 フランス主義においては、 矢張り敵船となる。そして、この場合に、敵とは所有者の住所を基 船舶の中立性か敵性かは、 個人は永久的な方法で二つの國に居住することはできない または一般的な資源によつて、 船舶の中立性か敵性かを決定するに二個の基準を併用する。 始めてその所有者の敵性が中立性 傳統的なフランス主義は、 たとえ中立旗を合法に掲揚する船舶でも、 所有者の國籍であつて住所ではない。 部を成すものと觀て、 ンド 國籍を優先的な性質決定の基準と認め、 ン海軍會議においてである。 しかし、 その船舶が掲揚の權利ある國旗から誘 その國家並びにその國家の戰 ととにいうフランス主義とは それに對し交戰國が 最初は所有權が專ら船舶の フ かが考 ラ 船舶が掲揚の權利 英國主義では、 ン ス とのように解 慮せられ が 英國はこの ح っ その船舶 捕獲 傳 ると 統的 Щ

| 舶の性質決定に闘するフランス主義の研究

三四

義を主張するに至つたのは、 會議で從來の英國 フランスの 主義を認め、 の態度を堅持したので、 その結果、 次のような理由によるのである。 П ンドン宣言第五七條の規定となつた。この會議において、 英佛の主張は、 當然對立するに至つた。 ところが、 英國 フラン は 應その主張 ス が 所謂フラン を改めて ス 主

ある。 中立性と敵性を決定するよりよき基準である。專らその基準のみにより、 0 に簡明な規則であつて、 方から視れば、 に對する權利によつて表示される。國籍はその船舶の揭揚する國旗の保護と統制の下に置く。 フランスの主張は「船舶の中立性か敵性かは、 上述の意見はフランスの考え方を代表するものであつて、 と法の下に置き、 が起草委員會(Comité de Rédaction) 船舶は一種 もし、 有事の際には徴用し得る。 の個性をもつている。 船舶と他の動産、 殊に商品等と比較すれば、 その船舶の掲揚の權利ある國旗によつて決定される」という原則 の名において、 との基準は船舶を海上財産の一種と觀るよりも確實であつて、 殊に、それは一つの國籍、 п 會議に提出した一般報告書の中の意見である ンドン會議におけるフランスの代表ルイ・ルノー 所有者の個性(personalité)を退ける方が便利で 船舶の特別な地位によく適應する。 卽ち國家的性質をもつている。 また國籍はその船舶を國家 との國籍は 加 う る 合註 從つて、

國籍 株式會社 きの重要性 て僅少である場合がしばしばある。 ることは理論上當然であるとするところに根據を置くものである。 (國旗) の所有に属し、 所有者の利益とその所有者の居住する國家の利益とは明かに結びつき、 は次第に減殺される傾向にある。 と並んで所有者の性質から敵性と中立性を誘導し、 中立旗を掲げる船舶を、 殊に、 株式會社の發達に伴う船主の變遷により、 との點に關し、 單にその會社の株主中に敵人がいるというだけで、 デ z Ľ しかも所有者の性質はその住所によつて判断することであ しかし、 イ (Dupuis) は次のように指摘して 船舶の所有者がその居住國に與える利益は との點から敵の利益を相手方が阻 所有者とその居住國との利益 敵と宣言すると考える る。 即ち 一の結 止 し得 U 極 0 め

しかし、英國の實行は、これと異ることは旣に述べた。そして、

英國主義がフランスの主張と異なる大きな點は、

0

必要はない。 .に可變的な株主の性質に船舶の性質をかからしめっことは途方もないことであるのみならず無駄である」と(註二)。 株 所有者たる會社の株主の住所及び國籍と異る住所と國籍とをもつのみならず、もし株式が無記名 (au porteur) 主の住所と國籍を知ることは不能であり、 もしまた、 株式が記名式の場合にも、 常に更新し得るところの本

Revue général du droit international public, 1909, Documents, ŗ

Dupuis, Le Droit de la Guerre Maritime, 1911, p. 128-129

られた株式會社の所有する船舶で、 あるのみならず、 て取扱つた。しかし、 國旗による。 が六十四に分割せられた所有權の六十四分の一を所有するときも、 らも窺い知ることができる。その訓令中の一節に、次のように述べている。卽ち「船舶の中立性或いは敵性は、 ス る傾向が産れたものであると考えられる。これは確かに理由のあることであつて、英國がその傳結的な立場を離れてフラン 權の立場から船舶の性質を決定するよりも、 デ ュ ピ 船舶 に同調したのも、 イの上述の説明で明かなように、 の國性 しか 不當 ل (nationality) との一般用語に示されている提言は、 のように觀えた。 われわれは中立旗の下にある。 との點を是認したからである。 の基準は、その船舶の掲揚する權利ある國族によるとの原則を承認することが便利であ 株主の大部分が敵國民である場合と雖も敵船ではないからである。要するに、 或場合においては、 所有權と引き離して、船舶自體のもつ性質より中立性と敵性とを決定せんとす 株式會社組織の發達が、 加にして、 このことは、英國政府がロンド 英國皇帝政府において行き過ぎであり、 その適用は時には不合理となるであろう。 その全部或いは一部が敵に所有せられるときは、 その船は敵船となり、 個 人的立場から見る船舶の所有權を錯綜せしめ、 一方において、 ン會議の英國代表に與えた訓令か かつその適用が困難で 何となれば、 中立國内に登録せ 英國皇帝 般にその 敵船とし 一敵人 所有

ح の英國政府の 訓令が 明 示するように、 船舶 の所有權を基準として中立性と敵性を區別することは不合理な場合がある。

船舶の性質決定に闘するフランス主義の研究

ると考える」と

(註三)。

轉に關する規定を除き、 理由の一つは、少くとも、 瞭であることさえあるので、所有權を基準とするよりも、 妥當でない場合がある。 en temps de paix reste hors de cause et n'est nullement visé par cette règle」 と規定し、フランスの主張が實現 déterminé par le pavillon qu'il a le droit de porter. Le cas où le navire neutre se livre à 中立船が平時に於て禁止せられたる航海に從事する場合はこれを問題外とし、本規則中に毫も包含せざるものとす。 とが便利であることは、 いえないが、 るということはできるであろう。船舶の性質決定の基準は、その船舶の揭揚する權利ある國旗であるとの原則を承認するこ réserves これと同様に、 純理論的には、 デュピュイが指摘するように、 des dispositions relatives au transfert de pavillon, le caractère neutre on 英國の訓令中にも述べられている。英國がその傳統的な態度を棄てて、フランスの主張に護步した 船舶の掲揚する國族を基準として所有權とは全く無關係に船舶の性質を決定することも、 船舶が中立性を有するや又は敵性を有するやは該船舶が掲揚の權利を有する國旗により之を定む。 船舶の國旗を基準とするものも所有權を基準とするものも、 それは、 この點にあると考えられる。その結果成立したのが第五七條の規定である。第五七條は「國族移 中立族を合法に掲揚するが、その所有權の全部或いは大部分が敵人に屬する場合である。 株式會社制度の發達と共に、 掲揚權ある<br />
國旗を基準とする<br />
ことが、 所有權關係は甚だ複雜となり、 いづれも缺點をもち、 性質を判斷するに便利であ ennemi une navigation réservés 或場合には、 完全なものとは navire 不明

註回) Dupuis, op. cit. p. 13

られたのである(註四)。

で、この點については、英國の主張が認められたのである。 は敵性を認めるという英國の實行は、第五七條とは無關係であることを示したもので、 第五七條第二項の規定は、英國が一七五六年以來實行して來たところの、 平時自國船のみに許している航海に從事する中立船に 英國はこの實行を變更しない意思を表示したの

取扱はれる。Die Eigenschalt eines Schiffes als feindlichen oder neutralen Schiffes wird durch die Flagge bestimmt, 各商船の船内にもつべき公文書(船舶證書、登錄證書、國籍證書、出港許可證、船籍證書、航海免釈、パス、特許、 その船舶の掲揚の權利のある國旗によつて決定される。いかたる國旗の揭揚權があるかは殆んど總ての國家の國旗法 にたとえロンドン宣言は批准せられなかつたとはいえ、 ら大體において、 勿論例外に屬するのであつて、 國族揭揚權をもたない船舶については、何によつてその性質を決定するかの點には全然觸れていない。このような場合は、 による。船舶の國籍が疑義なく確定し得ないとき、殊に、關係國の國旗法の要求する文書を缺くときは、その船は敵船として 一項の規定と同趣旨の規定をなすに至つた。例えば、ドイソは一九〇九年九月三〇日の捕獲法 (Die Prisenordnung) により ンド - この捕獲法は一九一四年八月三日に發布せられた-ン宣言第五七條第一項の規定で船舶の中立性と敵性とが總ての場合に漏れなく解決できるわけではない。例えば、 第五七條第一項は船舶の性質決定に關し最も簡明な基準を與えたものであることは動かせない。そのため 殆んで總ての船舶はいづれかの國籍をもち、從つて、その國の國族揭揚權をもつのであるか 世界の主要海國はその國內立法によつて、 ―その第一一條において「船舶の敵性であるか中立性であるかは、 ロンドン宣言第五七條第 **通過許可狀…其他**) により

die jedes Kauffahrteischiff an Bord haben muss einer amtlichen Urkunde (Schiff-, Register, Nationalitäts-Zertifikat, Seebrief, Pass, Patent, Freibrief.....usw,), Welche Flagge ein Schiff zu führen berechtigt ist, ergibt sich nach dem Flaggenrecht fast aller Staaten aus zu deren Führung es berechtigt ist

Flaggenrecht des betreffenden Staates erforliche Urkunde, so ist das Schiff als feindliches zubehandeln.」 ムント ンドン宣言第五七條と同趣旨の規定をし、 Kann die Nationalität eines Schiffes nicht einwandfrei festgestellt werden, fehlt insbesondere die 併せて、 國籍に疑義あるものは敵船として取扱うことにしている。 nach dem フランスは

international en cas de guerre」第七條第二七號において「國旗移轉に關する第一三條の規定留保の上、 フランスの立場としては當然のことである。なおその上に、 の掲揚の權利ある國族によつて決定される」と文字的にもロンドン宣言第五七條第一項そのままの規定をしている。 九一二年一二月一九日の「戰時における國際法の適用に關する海軍大臣訓令 同訓令第一條第三號では「國族移轉に關する第一三條の規定留 Instruction sur l'application 船舶の性質はそ du こ れ は

補充している。 日本は、一九一四年の海戰法規第一八條第一項で、 ロンドン宣言第五七條第一項と同様な規定を設けていることは説明を

要しないことである。

保の上、中立旗掲揚の權利を證明し得ない總ての船舶は敵船と推定する」と規定してロンドン宣言第五七條の規定の缺陷を

における海戦法 右に擧げた諸國の立法の外に、 Les lois de la guerre maritime dans les rapports entre belligerante」を採擇しているが、その第五一 萬國國際法學會はオックスフォードにおいて、 一九一三年八月一三日に「交戦國間 の關係

スが主張し、 以上述べたところで明かなように、通常フランス主義とよばれているところのものは、ロ п П ンドン宣言第五七條第一項において表現せられた主義であつて、 ンドン宣言第五七條第一項と全く同一の規定である(註五)。 フランスの立法においては、 ンドン海軍會議においてフラン

(結五) Manuel adopté par l'Insnitut de D. I., 1913

二月一九日の訓令において始めて姿を現したものである。